



逗子市消防署小坪分署及び逗子市消防団 第7分団詰所移転についての市民説明会

令和8年8月8日（土）10時～11時

逗子市役所5階 第4会議室

逗子市消防本部 消防総務課

【現庁舎】小坪分署が抱える2つの重大な問題点

首都直下型地震・南海トラフ巨大地震などの大規模災害を想定した場合に、消防庁舎が抱える2つの重大な問題点

① 立地上のリスク

海拔わずか3.5mの低地に位置し、津波エネルギーが集中しやすい地形のため、津波被害を受けやすい環境にあります。

② 耐震性能の不足

昭和61年6月建築から約40年が経過し、耐震性・設備の劣化により安全性が著しく低下しています。

2つの問題が重なり、大規模地震発生時には消防機能の継続的な確保が極めて困難な状況です。

災害に強い防災拠点としての消防庁舎整備

整備計画の方針

災害に強い防災拠点としての消防庁舎整備計画に取り組んでまいります。近年、多様な自然災害のリスクが高まる中、消防の拠点施設がいかなる災害時においても機能し続けることが不可欠です。

4つのポイントによる総合的な強化を推進してまいります。

- ① 津波リスクのない高台への移転
- ② 最新耐震基準の導入
- ③ 停電・断水時にも自立して機能できる設備整備
- ④ 女性団員・職員も活動しやすい施設、活動環境を整備

【現庁舎】 小坪分署・第7分団詰所の概要

【施設概要】

- ・ 逗子市小坪5丁目21番4号
- ・ 構 造 : 鉄筋コンクリート造 平屋建て
- ・ 延べ床面積 : 388.1m² (小坪分署)
172.23m² (第7分団詰所)
- ・ 昭和61年6月に竣工し、築40年が経過



小坪分署・第7分団の体制



【小坪分署】

- ・ **受持区域**：小坪地区・久木4丁目・新宿3・4・5丁目
- ・ **職員**：分署長以下 20名（2班体制）
- ・ **当直**：消防隊4名・救急隊3名 計 7名／24時間体制
- ・ **車両**：消防ポンプ車・救急車・水上バイク・予備車 各1台

【消防団第7分団】

- ・ **受持地区**：小坪地区
- ・ **分団員**：分団長以下 15名 消防ポンプ車 1台
- ・ **全消防団**：1本団・9個分団・総勢 118名

津波浸水想定マップで見る現施設のリスク

逗子市 津波ハザードマップ



【施設概要】

- ・ 海 抜 : 3.5m
- ・ 津波浸水 : 10m以上
- ・ 構 造 : 鉄筋コンクリート造 平屋建て
- ・ 敷地面積 : 約1182.8㎡ 延べ面積 : 388.1㎡

消防の拠点を守ることは、市民の命と暮らしを守ること

○現庁舎は、昭和61年に建設され、築40年が経過し、老朽化が著しい状況であるとともに、南海トラフ巨大地震等における津波浸水想定区域内に位置しており、災害時に消防活動の拠点機能が失われるリスクがあります。



東日本大震災の津波によって流された消防車両

消防団詰所の整備実績

○ 詰所整備の実績

- ・平成26年度 第6分団詰所（久木地区）
- ・平成31年度 第2分団詰所（桜山下地区 桜山6～9丁目）
- ・令和7年度 第3分団詰所（沼間地区）



第6分団詰所



第2分団詰所



第3分団詰所

建設候補地の選定と新庁舎の規模

市営小坪滝ヶ谷第3住宅 外観



- ・所在地：逗子市小坪7丁目3番10号
(市営小坪滝ヶ谷第3住宅跡地)
- ・海 抜：海拔22m
- ・構 造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨造 2階建て
- ・延べ面積：800㎡
- ・主要用途：消防分署、消防分団詰所



災害時にも自立して機能する庁舎

◇ 災害時にも機能し続ける庁舎

大規模災害時の停電・断水を想定し、自立的に機能できる庁舎を目指します。

【水の確保】

庁舎地下への貯水槽設置に加え、屋根からの雨水を収集・活用する雨水利用システムを導入することで、災害時における水の安定的な確保を実現します。

【電力の確保】

独立型発電設備の配備とともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用した蓄電池システムを整備し、外部からの電力供給が途絶えた場合でも、消防機能を維持できる電力を確保します。

カーボンニュートラルに対応した環境性能

◇ 環境にやさしく、経済的な庁舎

逗子市の脱炭素宣言「チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050」に則り、環境負荷の低減と経済的な運用を両立した庁舎を目指します。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの積極的な活用に加え、省エネ照明やスマート冷暖房システムの導入により、エネルギー効率を高め、カーボンニュートラルの実現と維持コストの削減を同時に追求します。



小坪会館の利用について

消防庁舎を防災拠点施設としての機能を強化させるため、新庁舎に小坪会館機能は併設されません。

移転完了までは、引き続きご利用いただくことが可能です。

施設を利用していた方々への案内については、代替施設の情報提供等により対応いたします。

小坪会館の代替施設のご案内

* 小坪小学校区コミュニティセンター
逗子市小坪5丁目21番17号
(問合せ：市民協働部小坪小学校区コミュニティセンター（市民協働課）)



* 小坪大谷戸会館
逗子市新宿4丁目15番26号
(問合せ：大谷戸会館運営協議会)



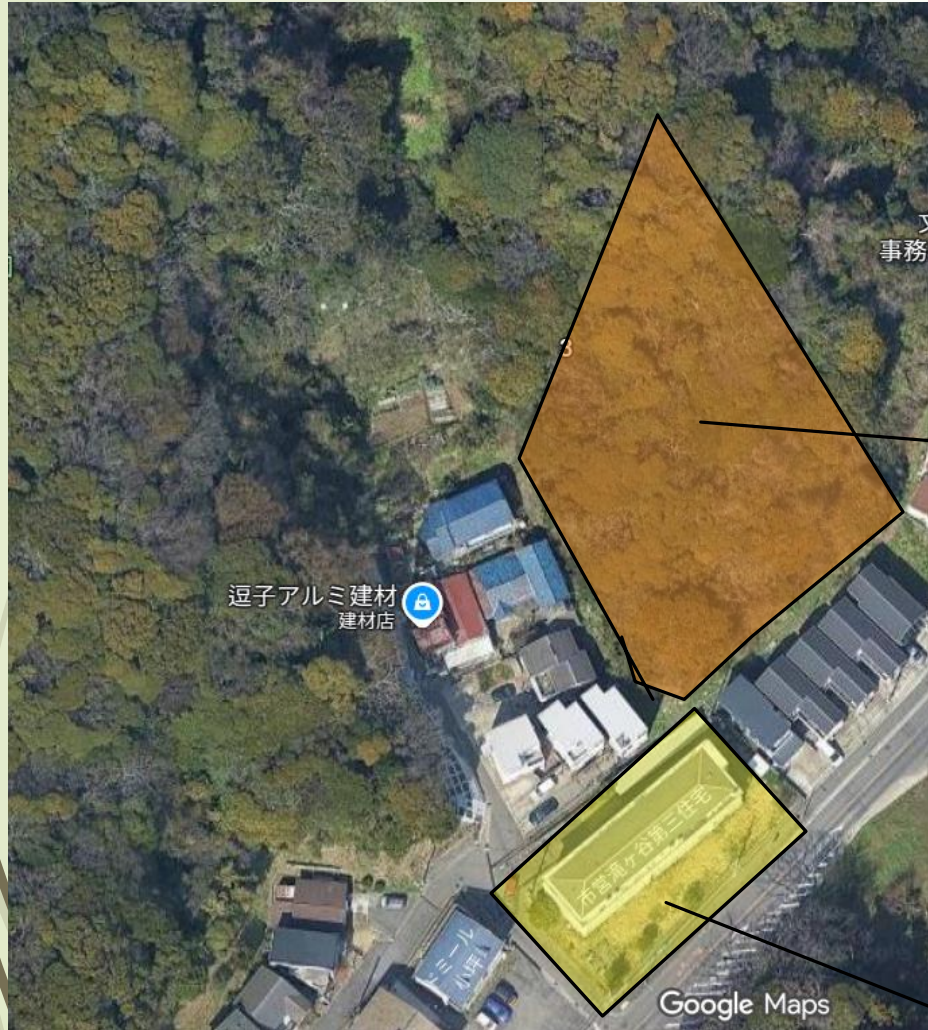
整備計画の全体スケジュール

本計画は、令和10年度以降に施設の建設工事を実施し、竣工後に既存建物の解体工事を行う予定です。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
住民説明会 パブリックコメント 基本構想の策定 移転先用地調査 (敷地測量) 予定	移転先用地調査 (土壌・地質)	工事業務契約 ← 基本・実施設計 → 旧庁舎の解体・造成工事		← 建築工事 →	開庁(年度末)	旧庁舎の解体

※スケジュールは変更となる場合がございます。

急傾斜地に対する防災工事



- ・建設候補地北側の山林に対して、防災工事を実施します。
- ・工事は令和10年度から12年度の予定。
- ・工法や詳細の工事範囲については、設計業務を経て検討を進めていきます。

防災工事予定箇所

工事スケジュール（予定）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
測量予定	詳細設計 (地質調査)	←	防災工事	→

建設候補地

住民の皆様への影響と対策

- ◎調査及び工事期間中（R 8～R14）の騒音や振動に対する対策
 - ・作業時間帯の配慮（原則 9 時から17時まで）
 - ・適切な騒音及び振動対策の実施
 - ・近隣の方への作業前の事前周知の実施
 - ・急傾斜地の防災工事については、付近住民の皆様のお宅裏での工事となる箇所があるため、ご協力をお願いする場合があります。
- ◎工事期間中の付近交通に関する対策
 - ・付近住民への事前周知
 - ・交通誘導員を配置し、安全管理に配慮
- ◎緊急車両の出動
 - ・付近住民への配慮



地域の安全・安心を守るために

火災や災害のない明るいまちづくりを推進するため、我々消防機関は、市民の皆様の安全安心を第一に、今後も全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

逗子市消防本部消防総務課
電話 046-871-4325



市営住宅条例の改正（案）について の市民説明会

令和8年8月8日（土）10時～11時
逗子市役所5階 第4会議室
逗子市環境都市部 都市整備課

市営小坪滝ヶ谷第3住宅

市営小坪滝ヶ谷第3住宅 外観



- ・名称：市営小坪滝ヶ谷第3住宅跡地
- ・所在地：逗子市小坪7丁目3番
- ・構造：中層耐火住宅3階建て
- ・建設年：昭和47年
- ・監理戸数：15戸



現在の市営住宅条例

○逗子市営住宅条例

平成9年10月8日 逗子市条例第12号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理について必要な事項は、法及びこれに基づく命令の定めるところによるほか、この条例の定めるところによる。

略

(市営住宅及び共同施設の設置)

第3条 本市に市営住宅及び共同施設を設置する。

2 前項の市営住宅及び共同施設の名称及び位置は、別表に定めるところとする。

(平15条例17・一部改正)

(略)

別表（第3条関係）

- 1 市営住宅
- 2 共同施設（駐車場）

(平15条例17・全改、平25条例28・平27条例2・平30条例32・一部改正)

名称	位置
桜山住宅	逗子市桜山5丁目32番
沼間南台住宅	逗子市沼間1丁目24番及び25番
池子住宅	逗子市池子3丁目1番
小坪滝ヶ谷第3住宅	逗子市小坪7丁目3番

○逗子市営住宅条例施行規則

平成 9 年10月31日

逗子市規則第30号

逗子市営住宅条例施行規則（昭和36年逗子市規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、逗子市営住宅条例（平成 9 年逗子市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（略）

（家賃の算出基準）

第14条 条例第15条第 2 項に規定する市長が別に定める数値は、別表第 1 に定めるとおりとする。

（平15規則23・一部改正）

別表第 1（第14条関係）
（平15規則23・全改、平26規則 2・平27規則10・平31規則 2・一部改正）

住宅名	条例第15条第 2 項に規定する市長が別に定める数値	構造	1 戸当たり床面積（㎡）	建設年度	戸数
桜山住宅	0.944	中層耐火 3 階建て	38.5	平成30年度	10
			57.3		13
			68.5		2
沼間南台住宅	0.959	中層耐火 5 階建て	72.9	平成15年度	20
			62.6		30
池子住宅	1.000	中層耐火 3 階建て	37.8	平成25年度	15
			56.5		6
			66.8		3
小坪滝ヶ谷第 3 住宅	0.805	中層耐火 3 階建て	52.5	昭和47年度	15



今後の流れ（予定）

- 10月 パブリックコメント開始 ※30日間を予定
- 12月 パブリックコメントの結果公表
- 3月 条例改正